

3年組番

※律令制の補足や修正…実情に合わせる

[ 月 日]

- A 1 **令外官** …律令の規定にない役職 <例> 2 **鑄銭司**・3 **参議**(大臣・大納言に次ぐ重職) など
- B 4 **格** (律令の補足・修正の法令)・5 **式** (律令の施行上の細部の規定)の制定と整備・編纂  
 …<例> 6 **三世一身の法**(養老七年份)、7 **墾田永年私財法**(天平十五年份)  
 →『8 **弘仁格式**』『**嵯峨朝**』『9 **貞観格式**』『**清和朝**』『10 **延喜格式**』『**醍醐朝**…11 **三代格式**
- C 班田収授の遅れ(複雑化)→12 **班田期間の延長**(801年)→**桓武朝**→さらに遅延(823年, 879年)  
 13 **浮浪・逃亡・偽籍の深刻化**→14 **庸・調・雑徭の減少**→財政難  
 →直営田の設置…財源確保のための国家経営の荘園 ☆「15 **富豪の輩**」=有力農民を利用  
 <例> 16 **勅旨田** (8~9 C: 天皇家)、17 **公営田** (**嵯峨朝** 823. 大宰府)、  
 18 **官田** (**陽成朝** 879. 畿内に設置して中央の財源に) →各省庁に割り当て(19 **諸司田**)

20 **桓武** 781~806 光仁の皇子(母は渡来系の高野新笠<sup>たかののにいがさ</sup>) 主な年号: **延暦**  
 [I] **遷都** …人心の一新、21 **交通の便**、**仏教勢力の排除** 大和川水系から淀川水系への移動(摂津職廃止)

22 784. 23 **長岡京** (山背国)→社会不安(怨霊騒ぎ)、水害  
 <例> 造宮長官 24 **藤原種継** [式家]暗殺、皇太子 25 **早良親王**流刑(死亡)  
 26 794. 27 **平安京** (山背国)…28 **和気清麻呂**らの提案 → **崇道天皇**の称号  
 ※政治の場はしだいに 29 **内裏**(天皇の居所)に移る  
 南都諸寺の移転禁止→30 **東寺・西寺の新設** 山背国→31 \_\_\_\_\_ 国と改称  
 32 **右京は低湿地のため開発整備が進まず**→市街の中心は**左京(「洛」)**や**鴨川の東へ**

[II] **東北(蝦夷)侵略** … 794年新設の令外官 蝦夷征討の臨時最高司令官

33 **坂上田村麻呂** の活躍…34 **征夷大將軍** [796]  
 802. 35 **胆沢** 城[岩手]を建設し、36 **鎮守府**を移す。蝦夷の族長の <sup>アテルイ</sup> **阿弭流為**を降伏させる  
 803. さらに北に38 **志波** 城[岩手]を建設

[III] その他

- 39 **軍団を廃止**(農民の兵役免除 ただし東北・九州・佐渡は継続)  
 →かわりに40 **健児** の制[792]…41 **郡司の子弟**らで国府を防衛 年60日交代で
- 42 **勘解由使** 設置[797]…国司交替の事務引継を監視する令外官  
 …43 **解由状**…前任者の公正を後任者が証明する書類)
- 班田収授法の改正[801]…班田は44 **12年**ごと 賤民分なし 女子は余剰があれば

☆財政難(民の負担)→45 **天下徳政争論**[805]…中止 (46 **藤原緒嗣**[式家])か継続(菅野真道)か  
 →**造都・遠征の中断を決定**

47
平城

806～809 桓武皇子 病弱により弟に譲位後、弟と不和に

48
嵯峨

809～823 桓武皇子・平城の弟 主な年号：弘仁

二所朝廷

上皇方
平城京
49
藤原仲成
・
50
薬子
※種継の子
兄妹
51
式家
を重用

↓
対立・混乱
平城還都を主張

天皇方
平安京
52
藤原冬嗣
[
53
北家
]
こせ
せ
巨勢野足らを起用

54
藏人頭
設置[810]…天皇の政治上の機密を扱う 長官：55
藏人頭

→810. 56
薬子の变
(
57
平城上皇の変
) …上皇方の敗北 仲成処刑・薬子自殺

→平安京は宮都として確定 58
藤原式家の衰退→北家の台頭

その他
・
59
文室綿麻呂を征夷大將軍に …811. 蝦夷平定をほぼ完成

・
『
60
新撰姓氏録
』[815]…諸氏族の系譜を整備

・
61
檢非違使
設置[816頃]…京の治安維持(衛門府・弾正台・刑部省・京職の職掌を吸収)

・
『
62
弘仁格式
』[820] …藤原冬嗣ら中心 これまでの格・式を整理

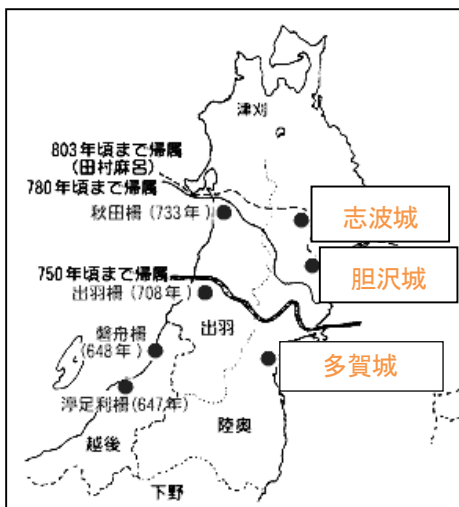
・
63
公宮田設置[823]…太宰府の財政不足を補う

・
源氏の創設…新しい皇親氏族→藤原氏に対抗 多すぎる親王を減らす

※その後 養老令の法解釈の整理

『
64
令義解
』[
淳和朝
833]… 清原夏野ら中心 養老令の公式解釈書

『
65
令集解
』[
清和朝
866]…これむね惟宗直本ら 養老令の20余種の私的注釈の集大成



正誤問題練習

<大学入試センター1998年B追試験より>

1

桓武天皇の時代には、東北・九州などを除いて軍団・兵士を廃止し、郡司の子弟を健児とした。

2

桓武天皇の時代には、京内の治安維持をつかさどる檢非違使を設置した。